

加古川市立図書館事務分掌規則

昭和50年6月15日
教育委員会規則第5号

(目的)

第1条 この規則は、加古川市立図書館（以下「図書館」という。）の事務処理について必要な事項を定め、その組織的、能率的運営を図り、図書館奉仕の機能の達成に資することを目的とする。

(職の設置)

第2条 図書館に副館長を置くことができる。

(事務分掌)

第3条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、事務分掌以外の業務を取り扱わせることができる。

- (1) 図書館事業の企画立案に関する事。
- (2) 資料・情報の収集、組織化及び保存に関する事。
- (3) 資料・情報の利用及び調査・相談に関する事。
- (4) 文化事業の実施に関する事。
- (5) 関係機関との相互利用及び協力に関する事。
- (6) 読書活動の推進に関する事。
- (7) 図書館の管理運営に関する事。

(中央図書館長の権限事項)

第4条 中央図書館長の権限事項は、加古川市事務分掌規則（昭和44年規則第24号。以下「事務分掌規則」という。）に定める課長の共通権限事項を準用する。

(準用)

第5条 この規則に定めるものを除くほか、事務分掌規則を準用する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

(加古川市立図書館事務分掌規則の廃止)

- 2 加古川市立図書館事務分掌規則（昭和48年教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月23日教委規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月14日教委規則第7号）

この規則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日教委規則第6号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 1 月19日教委規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日教委規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。